４奨学制度について

滋賀県では、高等学校等における教育に係る経済的な負担の軽減を図るため、以下の制度を設けています。（内容は令和８年度のものです）

Ⅰ 高等学校等就学支援金

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、授業料に充てるための就学支援金が支給されます。

国公私立問わず、高等学校等に通う要件を満たす世帯の生徒に対し支給されます。

就学支援金（県立学校）はコチラをご覧ください。➡

就学支援金（私立）はコチラをご覧ください。➡

Ⅱ 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等に在学する高校生等のうち低所得世帯の保護者等に対して、奨学のための給付金を支給します。

詳しくはコチラをご覧ください。（国公立）➡

詳しくはコチラをご覧ください。（私立）➡

Ⅲ 滋賀県奨学資金

滋賀県では、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し奨学資金の貸与を行っています。

詳しくはコチラをご覧ください。➡

Ⅳ 滋賀県私立学校特別修学補助金

滋賀県内に所在する私立高等学校等が要件を満たす生徒の授業料を減免する場合、当該高等学校等を設置する学校法人に対し補助を行い、間接的に生徒の修学を支援するものです。

詳しくはコチラをご覧ください。➡